

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 247 「イメージ文書により入手する監査証拠に関する実務指針」について

今回は、令和4年1月に公表の、監査・保証実務委員会実務指針第104号

「イメージ文書により入手する監査証拠に関する実務指針」について解説します。

本実務指針は、電子帳簿等保存制度の見直しに対応した実務指針です。

[1] 概要

本実務指針は、監査人の監査の過程で入手する監査証拠が、イメージ文書で提供される場合に係る実務上の指針を取りまとめたものです。なお、イメージ文書とは、情報システムの使用により可読性のある電子データであり、書面の取引証憑と同等の記載内容を保っているデータをいい、ファイル形式としては、PDF ファイルや他の画像ファイル（BMP、TIFF、JPEG、PNG 等）が想定されています（実務指針12項(5)）。つまり、電子取引において作成される文書に加え、元々は書面のものをスキャナ等で電子化した文書も含まれます。

本実務指針の適用範囲は、電子データのうち、書面の取引証憑と同等の記載内容を保っている PDF 等のイメージ文書とされています。つまり、電子データであっても、EDI（Electronic Data Interchange）取引等によって情報システムで生成される一覧型のシステム取引データは、イメージ文書とは異なる監査上のリスクを考慮する必要があり、従前からの監査手続により対応が図られていることから、本実務指針の対象とはされていません（実務指針2項）。

[2] 公表の背景

本実務指針の公表の背景には次の2点があります。

(1)令和3年度税制改正（電子帳簿等保存制度の見直し）への対応、及び(2)企業のDX化等への対応です。

具体的に(1)については、令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しに伴い、特にスキャナ保存制度について、適正事務処理要件が廃止されるなど、大幅な要件緩和がなされており、監査人がスキャナ保存の対象となる書類を監査証拠として利用する場合に、その真正性に関して慎重な検討が必要となる可能性が想定されるためです。

また、(2)については、昨今の企業のデジタルトランスフォーメーションやリモートワークの推進により、企業の取引情報の電子化は一層加速することが見込まれ、監査人は電子データによる監査証拠に対応した監査手続を実施することが重要になると考えられるためです。

[3] 留意事項

本実務指針では、関連する監査基準委員会報告書に記載された要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであり、新たな要求事項は設けていない点が明記されています（実務指針 5 項）。

また、本実務指針では、被監査会社に内部統制の整備及び運用を強制するわけではなく、企業における内部統制の整備・運用が十分ではない場合には、直接的なテストで対応することとしている点にも留意が必要です。

最後に、監査人としては、このような社会環境の動向を理解した上で、企業内外の記録や取引等に関して、書面による監査証拠のみならず、電子データによる監査証拠に対応した監査手続を実施していくことが重要になると考えられます。

以上